

平成 12 年 10 月 10 日案

神戸市摩耶ロッジ等整備事業に係る  
整備並びに維持管理及び運営業務に関する  
仮契約書 (案)

件 名 神戸市摩耶ロッジ整備等事業

契約金額 整備業務 [REDACTED]

維持管理・運営業務 約款記載のとおり

履行期間 平成 12 年 月 日から平成 33 年 月 31 日

履行場所 神戸市灘区摩耶山町 2 番地の 8

神戸市を甲とし、 を乙とし、甲と乙は本日以下のとおりの内容において、「神戸市摩耶ロッジ整備等事業」に係る整備並びに維持管理及び運営業務に関する契約を締結する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各自 1 通を所持する。

平成 12 年 月 日

甲 住所 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

氏名 神戸市

代表者 神戸市長 笹山幸俊

乙 所在地

氏名

## 契 約 約 款

### 第1章 用語の定義

#### (定義)

第1条 本契約書において使用する用語の定義は次のとおりとする。

- (1)「事業年度」とは、毎年4月1日から始まる1年間をいう。
- (2)「本件施設」とは、本契約に基づき乙が整備業務を行い、その後乙が維持管理・運営業務を行う「神戸市立国民宿舎神戸摩耶ロッジ」に関する一切の施設・設備をいう。
- (3)「本件事業」とは、乙の行う本件施設に係る次の業務をいう。
  - ア 整備業務
  - イ 維持管理・運営業務
- (4)「本件事業期間」とは、整備業務期間及び維持管理・運営業務期間のことをいう。
- (5)「整備業務期間」とは、整備業務を行うべき期間をいう。
- (6)「維持管理・運営業務期間」とは、維持管理・運営業務を行うべき期間をいう。
- (7)「各種提案書」とは、乙が申込みの際に甲に提出した提案書（施設計画提案書、事業計画提案書及び収支計画提案書）、及び本仮契約締結までに追加提出した一切の資料をいう。
- (8)「本件工事」とは、本件施設についての整備工事及び耐震補強工事をいう。
- (9)「設計図書」とは、本件施設についての実施設設計完了時までに乙が甲に提出し、甲により確認された図書をいう。
- (10)「計画書」とは、維持管理・運営業務計画書をいう。
- (11)「特定目的会社」とは、乙が本件事業遂行のために設立した会社のことをいう。
- (12)「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤等の自然的又は騒乱、暴動等の人為的な現象のうち予見不可能なもの及び予見可能であっても未然に防止することが社会通念上不可能なものであって、かつ甲及び乙のいずれの責めにも帰すことの出来ないものをいう。

### 第2章 本件事業の目的

#### (本件事業の目的)

第2条 本件事業は、市街地に近接する豊かな自然がある六甲・摩耶地区の活性化を図ることによって、「アーバンリゾート都市」を目指すとともに、市民がスポーツの楽しさを発見し、身体を動かすことによって健康に生きることを目指す「アスリートタウン構想」の実現を図ることを目的とする。

### 第3章 本件事業の概要

#### (総則)

第3条 甲はその所有する「神戸市立国民宿舎神戸摩耶ロッジ」を本契約に定めるところに従い、乙に引渡し、乙は、募集要項、各種提案書及び本契約に定めるところに従い、本件施設の整備及び維持管理・運營業務を行う。

#### (既存施設の概要)

第4条 甲が乙に供する既存施設の概要は下記のとおりである。

#### 記

名 称：神戸市立国民宿舎神戸摩耶ロッジ  
所 在 地：神戸市灘区摩耶山町2番地の8  
建物の構造：鉄筋コンクリート造2階一部地下1階建  
敷地面積：23231.34平方メートル  
延床面積：2323.27平方メートル

#### (本件事業の内容)

第5条 乙は本件事業として整備業務及び維持管理・運營業務を行う。

#### (整備業務)

第6条 整備業務は、整備工事、耐震補強工事、設計、工事監理及びそれらの関連業務を内容とする。

- 2 本件施設の耐震補強工事は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づいて行わなければならない。
- 3 本件施設の設計については、乙は、バリアフリーや周辺的环境に配慮するとともに、国民宿舎施設標準を参考にしながら、以下の施設機能を盛り込まなければならない。

#### (1)客室

#### (2)パブリックスペース

玄関、ロビー、フロント、廊下、階段、多目的研修室(体験学習施設を含む)、レストラン、喫茶、売店、浴場、トイレ、洗面所等

#### (3)サービススペース

事務室、従業員室、厨房、諸機械室、倉庫等

#### (4)外構施設

緑地、駐車場等

(維持管理・運營業務)

第7条 維持管理・運營業務は、本件施設の保守修繕、警備、清掃（但し、廃棄物処理業務は除く）、植栽管理、設備保守、国民宿舎の利用受付、室料・休憩料の徴収、企画運営、体験学習事業、飲食・入浴サービスの提供、及び物販等並びにそれらの関連業務を内容とする。

2 乙は国民宿舎管理運営基準を満たすほか、本件施設を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

3(1)乙は、本件施設の運営において、国民宿舎管理運営基準を満たすほか、低廉で質の高いサービスの提供を行わなければならない。

(2)乙は、本件事業目的に合致した体験学習事業を行うよう努めなければならない。

(3)乙は、飲食・入浴サービスの提供を行わなければならない。

(4)物販等その他については、甲及び乙の協議によって別途定めることができる。

(委託料)

第8条 甲は、本事業の委託料として、乙に整備業務に係る委託料及び維持管理・運營業務に係る委託料を支払う。

2 整備業務に係る委託料は次のとおりとする。

(1)整備業務費 総額 XXXXXXXXXX (事業期間中の金利相当分及び消費税を含む。)

(2)甲は乙に対して、維持管理・運營業務期間内の事業年度毎に整備業務費の20分の1の額を上限として乙が請求する額を、別紙〇の手続きにより支払うものとする。

3 維持管理・運營業務に係る委託料は、維持管理・運營業務期間内における本件施設の室料及び休憩料収入を上限として乙が請求する額とし、別紙〇の手続きにより支払うものとする。

4 甲が前3項の支払を遅延した場合、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じその時点における「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第8条で決定される率の割合で計算した額を乙に対し遅延損害金として支払う。

(本件事業期間等)

第9条 本件事業期間は、次のとおりとする。

(1)整備業務期間は、議会の議決の日から同年7月〇日までとする。但し、本件施設の内、別紙〇の部分に限り、平成13年3月〇日までとする。

(2)維持管理・運營業務期間は、平成12年3月〇日から同33年3月31日までとする。

2 本仮契約は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)第9条の規定による議会の議決を経たとき本契約とみなし、契約が開始する。

(土地及び本件施設の使用)

- 第10条 甲は、本件事業期間中、土地及び本件施設を乙に無償で使用させる。
- 2 甲は、第28条1項の計画書に基づき必要と認めた場合、本件施設の一部の目的外使用を乙に許可することができる。
- 3 前項の許可は、前事業年度の第32条の報告及び第33条のモニタリング結果に問題がなければ、各事業年度始めに許可することができる。

(資金調達)

- 第11条 本件事業に関する乙の資金調達はすべて乙の責任において行うとともに乙は、本件事業に金融上の支援が適用されるよう努力しなければならない。
- 2 甲は、乙が本件事業に金融上の支援が適用されるよう協力しなければならない。

(許認可、届出等)

- 第12条 甲及び乙は、それぞれの責任において本契約上の義務を履行するために必要な許認可及び届出については、この契約の履行上必要とするときまでに申請しこれを受け、又は届出を行い、契約終了時又は契約の履行上当該許認可及び届出を必要としないこととなるときまでこれらを維持するものとする。
- 2 甲は、乙からの要請がある場合は、乙による許認可取得、届出等に必要な資料の提出に協力する。
- 3 乙は、甲からの要請がある場合は、甲による許認可取得、届出、その維持等に必要な資料の提出、その他について協力する。
- 4 甲は第2項の協力をしたことにより本件事業の全部又は一部に責任を負担するものではない。

(第三者の使用)

- 第13条 乙は、甲にあらかじめ書面にて承諾を得た第三者にのみ業務の全部又は一部を一括して委任し、又は請け負わせることができる。但し、整備業務を委任し、又は請け負わせることができる第三者は、建設業法第3条の規定により、建築一式工事について特定建設業許可を受けたものであり、また同法第27条の23の規定に基づく経営事項審査における建築工事にかかる総合評点が850点以上の者でなければならない。
- 2 前項の承認は、第三者に委任し、又は請け負わせる日の14日前までに得るものとする。但し、乙が各種提案書に明示した第三者に限っては、事前の通知で足りるものとする。
- 3 第三者が乙から委任され、又は請け負った業務についてさらに第三者に委任し又は請け負わせるときは、乙は前項の規定に従い、あらかじめ書面にて甲に対して通知するも

のとする。

- 4 受任者及び請負人の使用はすべて乙の責任において行うものとし、受任者及び請負人の責めに帰すべき事由は、乙の責めに帰すべき事由とみなす。

#### 第4章 本件施設の整備業務

(総則)

- 第14条 甲は本契約締結後速やかに「神戸市立国民宿舎神戸摩耶ロッジ」を乙に引き渡さなければならない。
- 2 乙は、募集要項、各種提案書及び本契約に従い、日本国の法令を遵守し、本件施設の設計をしなければならない。
- 3 乙は、前項の設計に基づき、本件工事を整備業務期間内に完成させなければならない。
- 4 仮設、実施方法その他本件施設を完成するために必要な一切の手段については、募集要項、各種提案書及び本契約に別段の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 5 乙は、本件施設が維持管理・運營業務期間内の使用に十分耐えられるよう留意して本件業務を行わなければならない。

(本件工事に伴う各種調査)

- 第15条 乙は、本件工事のために乙が行う全ての測量・地質調査に関する一切の責任を負い、測量・地質調査の不備、誤謬等から発生する一切の増加費用を負担する。
- 2 甲は、本件工事のために甲が行う全ての測量・地質調査に関する一切の責任を負い、測量・地質調査の不備、誤謬等から発生する一切の増加費用を負担する。
- 3 甲又は乙は、本件工事に伴う各種調査等を行う場合には、調査を行う7日前までに相手方に事前に書面により連絡の上行うものとする。

(設計)

- 第16条 乙は、募集要項及び各種提案書を満たす範囲内において、自らの裁量及び責任において本件施設の設計を行うものとする。
- 2 乙は、本契約締結後21日以内に募集要項及び各種提案書に基づき、別紙〇に示す設計図書を作成し甲に提出する。
- 3 甲は前項の設計図書の内容を確認し、設計図書を受領後14日以内に、一部又は全部を確認した旨を乙に書面にて通知する。
- 4 甲は設計図書の一部又は全部が募集要項及び各種提案書に反すると認めた場合、前項の通知にその旨を併記し、甲及び乙で設計の内容を別途協議するものとする。但し、協

議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、甲が技術的経済的に妥当な範囲での設計の内容を定め、乙がこれに従う。

- 5 設計図書の変更による増加費用は乙が負担する。但し、前項但し書きによる設計図書の変更が明らかに技術的経済的に妥当な範囲を逸脱していた場合及び甲の責に帰す事由により設計を変更する場合には増加費用は甲が負担する。
- 6 甲が第3項の期間内に第3項の通知を行わない場合は、その部分について確認したものとみなす。

(整備及び耐震補強工事)

第17条 乙は、募集要項及び各種提案書に基づき本件工事についての工事工程表を作成し甲に提出の上、これに従って本件工事を遂行する。

- 2 乙は、工事現場に常に本件工事の工事記録を整備する。

(整備業務期間の変更)

第18条 不可抗力又は第18条に基づく本件施設の設計の変更により整備業務期間内に本件工事を完成する見込みがない場合は、甲又は乙は相手方に整備業務期間の延長を書面にて請求することができる。

- 2 整備業務期間の変更は、甲及び乙の協議により定める。但し、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、甲がその是非及び技術的経済的に妥当な範囲での期間を定め、乙がこれに従う。
- 3 前項の整備業務期間の変更による増加費用は乙の負担とする。但し、前項但し書きによる整備業務期間の変更が明らかに技術的経済的に妥当な範囲を逸脱していた場合、及び整備業務期間の変更が甲の責による場合は、整備業務期間の変更による増加費用は甲の負担とする。

(履行遅滞の場合における損害金)

第19条 乙の責に帰すべき事由により、第11条1項1号但し書きの履行を遅滞した場合、又は平成13年〇月〇日までに整備業務を完了できない場合においては、甲は損害金を乙に請求することができる。

- 2 前項の延滞違約金の額は、延滞日数一日につき整備業務費総額の1000分の1とし、第9条1項で甲が乙に対して支払うと定めた金額から差し引くものとする。

(甲による説明要求及び立ち会い)

第20条 甲は、整備業務に関する一切の事項について、整備業務期間中、乙に事前に書面にて通知した上で、乙に対して説明を求めることができる。乙は当該書面を受領した日から7日以内に書面にて報告しなければならない。

2 乙は、整備業務期間中において乙が行う本件施設の検査又は試験について、事前に甲に対して書面にて通知するものとする。甲は、当該書面を受領した日から7日以内に当該検査又は試験への立ち会いの有無を乙に通知しなければならない。但し、7日以内に甲から通知が無い場合は、立ち会わないものとみなす。

3 前項の通知により甲が立ち会う場合は、乙はこれを拒否することは出来ない。

#### (工事監理)

第21条 乙は工事監理者を設置し、本件工事の着工日の14日前までに甲へ書面にて通知する。

2 工事監理者は甲への定期的報告を書面にて行い、また甲は工事監理者に随時報告を求めることができる。これらの際には工事監理者は工事記録も併せて提出しなければならない。

3 工事監理者は甲へ本件施設の完成確認報告を書面にて行う。

#### (整備業務の一時中止)

第22条 甲は、必要があると認めるときは、整備業務の中止の内容を乙に書面にて通知して、整備業務の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。

2 甲が前項の規定により整備業務の実施を一時中止させた場合において、甲又は乙は必要があるときは整備業務期間の変更を書面にて請求することができる。この場合、整備業務期間の変更に関する規定は第18条を準用する。

#### (第三者に及ぼした損害)

第23条 整備業務により、第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償するものとする。但しその損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては甲が負担する。

2 前項の場合その他整備業務について第三者との間に紛争を生じた場合、乙がその紛争解決に当たるものとする。但し、本件事業の実施に関する住民反対運動及び住民訴訟(但し、乙に責がない内容に限る。)並びに甲の責めに帰すべき事由により紛争が生じた場合は、甲がその紛争解決に当たるものとする。

3 前項の場合、乙又は甲のみでは解決しがたいときは、他方は相手方に協力する。

4 第2項及び3項により、整備業務期間内に整備業務が完了する見込みがない場合、甲又は乙は、整備業務期間の延長の請求を書面にて行うことができる。この場合、整備業務期間の変更に関する規定は第18条及び第19条を準用する。

#### (検査及び完工・引渡し)

第24条 乙は、整備業務が完了したときは、直ちに甲に書面にて通知するとともに、全

での工事記録を送付しなければならない。

- 2 甲は第1項の通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に現地にて検査を行うものとする。
- 3 前項の検査により、本件施設が募集要項、各種提案書、設計図書及び工事記録等を充足しているものと確認された場合、甲は完工確認書を乙に交付する。
- 4 第2項の検査に合格しない場合は、乙は直ちに乙の負担により修補又は改造して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補又は改造の完了を整備業務の完了とみなして前3項の規定を適用する。
- 5 前項の修補又は改造工事により整備業務期間内に整備業務が終了する見込みがない場合は、甲又は乙は整備業務期間の延長を書面にて請求することができる。この場合、整備業務期間の変更に関する規定は第18条及び第19条を準用する。
- 6 乙は完工確認書の受領後甲の指示する方法により本件施設を甲に引き渡すものとする。

#### (瑕疵担保)

- 第25条 本件施設に整備業務上の瑕疵があるときは、甲は乙に対して、相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を求め、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を求めることができる。但し、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は修補を求めることはできない。
- 2 前項の瑕疵担保期間は、完工確認書を交付した日から、木造の建物については1年間、石造・金属造・コンクリート造及びこれらに類する建物、その他土地の工作物若しくは地盤については2年間とする。但し、その瑕疵が乙の故意又は重大な過失によって生じたものであるときは、1年を5年とし、2年を10年とする。
  - 3 甲は、完工確認書交付のときに、第1項の瑕疵があることを知ったときは、遅滞なく書面をもってその旨を乙に通知しなければならない。但し、乙がその瑕疵があることを知っていたときはこの限りではない。
  - 4 第1項の瑕疵による本件施設の滅失又は毀損については、甲は、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損の日から6ヶ月以内でなければ、第1項の権利を行使することができない。

#### (本件施設の所有権の帰属)

第26条 本件施設のうち、既存部分及び本件工事による増改築部分その他既存部分に付合したと認められる部分は甲の所有に帰属する。但し、その範囲は甲乙協議の上別途定めることができる。

#### (損害保険等)

第27条 甲及び乙は別紙○に定めるところにより、本件施設、本件工事材料、本件工事

- 関係者等を損害保険等に付さなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券の写しを直ちに甲に提出しなければならない。
  - 3 乙は、本件施設、本件工事材料、本件工事関係者等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を甲に書面にて通知しなければならない。

#### 第4章 本件施設の維持管理・運営業務

##### (総則)

- 第28条 乙は、募集要項及び各種提案書を満たす範囲内において、自らの裁量及び責任において本件施設の維持管理・運営業務を計画し、実施することができる。
- 2 乙は、維持管理・運営業務開始の30日前までに募集要項及び各種提案書に基づき、計画書を作成し甲に提出する。
  - 3 甲は前項の計画書の内容を確認し、計画書を受領後14日以内に、一部又は全部を確認した旨を乙に書面にて通知する。
  - 4 甲は計画書の一部又は全部が募集要項及び各種提案書に反すると認めた場合、前項の通知にその旨を併記し、甲及び乙で計画書の内容を別途協議するものとする。但し、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、甲が技術的経済的に妥当な範囲での計画書の内容を定め、乙がこれに従う。
  - 5 計画書の変更による増加費用は乙が負担する。但し、前項但し書きによる計画書の変更が明らかに技術的経済的に妥当な範囲を逸脱していた場合及び甲の責に帰す事由により計画書を変更する場合には増加費用は甲が負担する。
  - 6 甲が第3項の期間内に第3項の通知を行わない場合は、確認したものとみなす。
  - 7 乙は、合理的理由により必要と認める場合は、計画書の変更を甲に請求することができる。この場合、計画書を変更する30日前までに変更する案を提出することとし、その処理は3項乃至6項による。

##### (本件施設の室料・休憩料)

- 第29条 本件施設の室料・休憩料は、神戸市議会の承認を経て神戸市国民宿舎条例に定められた額としなければならない。
- 2 乙は、地方自治法第243条及び同法実施令第158条に基づき、室料・休憩料の徴収を行い、別紙○の定めにより甲に納入するものとする。
  - 3 不可抗力及び法令変更又は甲若しくは乙の合理的理由に基づき本件事業が変更され、その結果甲又は乙が室料・休憩料の改定が必要と認める場合は、甲又は乙は相手方に対して室料・休憩料の改定を求めることができる。

- 4 神戸市議会に承認を求める室料・休憩料の案は、甲及び乙が協議して定めるものとする。但し、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、甲が乙の提案、国民宿舎利用料標準及び国民宿舎条例等関係法令の趣旨に照らし案を定め、乙がこれに従う。

(修繕及び模様替等)

第30条 乙は、本件施設の修繕及び模様替が必要な場合は乙の負担により行うものとし、事前に書面にて甲の承認を得なければならない。但し、修繕が急を要する場合には、甲の承認は事後直ちに行えば足りる。

- 2 乙は、前項の規定に関わらず、建築基準法第1条1項13号に規定する「建築」、同14号に規定する「大規模の修繕」、同15号に規定する「大規模の模様替」(整備業務を除く。)を行ってはならない。但し、乙の申し出に基づいて甲が必要と認めた場合はこの限りではない。

- 3 前項但し書きの場合、これに要する費用は乙の負担とする。

(修繕及び模様替等による維持管理・運営業務の変更)

第31条 修繕及び模様替等により、本契約に定められた維持管理・運営業務の全部又は一部を行うことが著しく困難になった場合は、甲又は乙は維持管理・運営業務の変更を書面にて請求することができる。

- 2 維持管理・運営業務の変更は、甲及び乙の協議により定める。但し、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、甲がその是非並びに本契約、各種提案書、計画書及び募集要項を満たす範囲内で変更の内容を定め、乙がこれに従う。

(報告)

第32条 乙は、維持管理・運営業務期間中において行う維持管理・運営業務について別紙〇に示すとおり定期的に報告しなければならない。

- 2 甲は、維持管理・運営業務に関する一切の事項について、維持管理・運営業務期間中、乙に事前に書面にて通知した上で、乙に対して説明を求めることができる。乙は当該書面を受領した日から7日以内に書面にて報告しなければならない。

(モニタリング)

第33条 甲は提供される維持管理・運営業務のサービスを確保するため、必要に応じてモニタリングを行い、これに要する費用は甲の負担による。

(乙への要求)

第34条 甲は前2条により、乙の維持管理・運営業務の履行が募集要項、各種提案書、計画書及び本契約等に合致していないと判断した場合には、乙に適切な処置をとること

- を書面にて要求し、又乙をして受任者等の関係者の変更を要求することができる。
- 2 前項の改善要求を受領した後に行われるモニタリングにおいても、サービスの改善が全く認められない場合は、甲は乙に対して、乙に支払う維持管理・運営業務についての金額を減額する旨の通知を書面にてすることができる。
  - 3 減額する金額は甲及び乙の協議により定める。但し、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、甲が、乙の提案、国民宿舎利用料標準及び国民宿舎条例等関係法令の趣旨に照らし減額する金額を定め乙はこれに従う。
  - 4 甲は、前項の要求後もなお乙の維持管理・運営業務の履行が募集要項、各種提案書、計画書及び本契約等に合致していないと認められる場合には、乙に書面にて通知の上、最長6ヶ月にわたり甲が指定する第三者に維持管理・運営業務を行なわせ、その費用は乙の負担とする。かかる期間中乙は、一日あたり、甲が年間支払う維持管理・運営業務に係る委託料を365で除した金額相当額を甲に損害金として別途負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第35条 維持管理・運営業務により、第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償するものとする。但しその損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては甲が負担する。
- 2 前項の場合その他維持管理・運営業務について第三者との間に紛争を生じた場合においては、乙がその紛争解決に当たるものとする。但し甲の責めに帰すべき事由により紛争が生じた場合は、甲がその紛争解決に当たるものとする。
  - 3 前項の場合、乙又は甲のみでは解決しがたいときは、他方は協力する。

## 第5章 事業の破綻

(事業破綻のおそれがある場合の改善勧告)

- 第36条 次の各号の一に該当するときは、甲は本件事業に破綻のおそれがあるものとみなして、乙に改善勧告を書面にて行うことができる。
- (1)第〇条の説明及び第〇条のモニタリングにより、甲が本件事業に破綻のおそれがあるものと認めたとき
  - (2)乙が納付した室料・休憩料の額が、本件施設の前年度実績、他施設の実績、計画書の内容を勘案して、問題があると認めたとき
  - (3)本件施設の利用者等から甲に対して、本件施設の維持管理・運営業務に関して通報、苦情等が相次いだとき
  - (4)その他甲が必要と認めたとき

(事業の修復)

第37条 乙は、前条の書面の受領後14日以内に事業修復計画及び事業修復期間を定め、書面にて甲にその内容の協議を求めなければならない。

2 事業の修復に要した費用は乙の負担とする。

第6章 契約の終了

(契約期間)

第38条 本契約は、契約締結の日から効力を生じ、平成33年3月31日をもって終了する。

(甲の解除権)

第39条 次の各号の一に該当するときは、甲は書面により通知した上で、本契約を解除することができる。

(1)乙が設計又は本件工事の着手期日を過ぎても設計又は本件工事に着手せず、相当の期間を定めて催告しても乙から甲が満足すべき合理的説明がないとき

(2)本件工事が工事工程表より著しく遅れ、整備業務期間内又は期間後相当期間内に、乙が工事を完成する見込みがなく、相当の期間を定めて催告しても乙から甲が満足すべき合理的説明がないとき

(3)乙が本件事業を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続し、相当の期間を定めて催告しても乙から甲が満足すべき合理的説明がないとき

(4)乙が地方自治法施行令第167条の4の規定に該当することとなったとき

(5)乙に係る、破産、会社更生、会社整理、特別清算又は民事再生法上の手続きについて乙の取締役会でその申立を決議したとき又はその申立がなされたとき

(6)本契約の締結後における法令の変更により、本件事業の継続が不能となったとき

(7)乙の責めに帰すべき事由により、本契約の履行が不能となったとき

(8)前号の他、乙が本契約の重大な条項に違反したとき

(乙の解除権)

第40条 次の各号の一つに該当するときは、乙は、書面により通知した上で、甲との間で締結する一切の契約について解除することができる。

(1)甲が本契約に基づいて履行すべき支払債務について、期限後30日以内に履行しなかったとき

(2)甲の責めに帰すべき事由により、この契約の履行が不能となったとき

(不可抗力による解除)

第41条 不可抗力事由が60日以上継続する場合において、甲若しくは乙が本契約を履行する事ができないとき又は本契約の履行に過分の費用を要し、かつ、甲及び乙の協議により本契約が変更されないときは、甲又は乙は、相手方に書面により通知した上で、本契約を解除することができる。

(本契約終了に際しての処置)

第42条 本契約終了後○日以内に、乙は本件施設を甲に引き渡すとともに、本件施設中、第29条以外の乙の所有に帰属する施設及び設備等を、甲に無償譲渡するものとする。但し、甲及び乙の協議により無償譲渡の範囲につき別途定めることができる。

2 本契約が第45条の規定により解除された場合は、別紙○に規定する方法により精算する。

2 本契約が第46条の規定により解除された場合は、別紙○に規定する方法により精算する。

2 本契約が第47条の規定により解除された場合は、別紙○に規定する方法により精算する。

## 第7章 税金

(税金)

第43条 本契約に関連して生じる租税は、すべて乙の負担とする。

2 甲は、乙に対して支払う本件事業についての委託料に係る消費税を支払うほか、本契約に関連するすべての租税について別途負担しないものとする。

## 第8章 法令変更

(法令の変更)

第44条 本契約の締結日後において、法令が変更されたことにより、本件事業の全部又は一部が履行不能となった場合又は乙の本件事業による収益に重大な影響が及ぶ場合は、乙は、甲に対して当該法令変更の詳細を報告し、甲との間で速やかにこれに対応するための設計上の変更、工期日程の変更を含む本契約の変更等及び追加費用の負担について協議を行うものとする。

2 前項にかかわらず、法令の施行から60日以内に本契約の変更等及び追加費用の負担についての合意が成立しない場合は、甲の条例及び規則の変更の場合は甲が費用を負担

し、それ以外の変更の場合には乙が費用を負担するものとする。但し、第39条6号により本契約を終了させる場合はこの限りではない。

## 第9章 不可抗力等

### (不可抗力)

第45条 甲及び乙は、不可抗力により本契約の履行が不能になったとき又は本件事業又は本件施設に重大な損害が発生した場合には、その内容詳細を記載した書面をもって直ちに相手方に通知しなければならない。この場合において、通知を行った者は、通知を発した日以降、本契約に基づく履行期日における履行義務を免れるものとする。但し、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 2 前項の場合、甲及び乙は本契約の変更、追加費用の負担方法について協議を行うものとする。
- 3 前項に関わらず、不可抗力事由の発生の日から60日以内に協議によっても本契約の変更等がなされない場合は、本契約の変更の内容を定め、追加費用の内1,000千円以内を乙が負担し、1,000千円を超える部分を甲が負担するものとする。但し、第41条により本契約を終了させる場合はこの限りではない。

### (急激な物価変動)

第46条 予期することの出来ない特別の事情により、本件事業内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、本件事業についての委託料が著しく不適當となったときは、甲又は乙は、整備業務に係る委託料又は本件施設の室料・休憩料の改定を請求することができる。

- 2 前項の請求があった場合、甲及び乙は整備業務に係る委託料、又は本件施設の室料・休憩料の案を協議して定めるものとする。但し、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が技術的・経済的に妥当な範囲内でこれを定め、乙に書面にて通知する。

## 第10章 その他

### (契約上の地位の譲渡)

第47条 乙は甲の書面による承諾がなければ本契約上の地位又は権利義務の全部又は一部の譲渡及び担保提供その他の処分をしてはならない。

- 2 乙が特定目的会社に、本契約上の地位又は権利義務の全部又は一部を譲渡する場合は、

- 乙は甲と協議し、甲の同意を得なければならない。
- 3 甲は前項の通知を受領した日から14日以内に、一部又は全部を確認した旨を乙に書面にて通知する。
  - 4 甲は第2項の譲渡の一部若しくは全部が乙の募集要項、各種提案書及び本契約に反すると認めた場合又は特定目的会社の履行能力に疑義を生じた場合には、前項の通知にその旨を併記し、甲及び乙で別途協議するものとする。
  - 5 甲が第3項の期間内に第3項の通知を行わない場合は、その部分について確認したものとみなす。
  - 6 特定目的会社の構成員は、その株式、持分又は出資分については、事前に書面により甲の同意を得た場合に限り、これを譲渡及び担保設定その他処分することができる。

(秘密保持)

第48条 甲及び乙は、互いに相手方の秘密を相手方又は相手方の代理人以外の第三者に漏らし、又は、本契約の履行以外の目的に使用してはならない。

(準拠法)

第49条 本契約は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈する。

(管轄裁判所)

第50条 本契約に関する紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(解釈)

第51条 甲が本契約に基づき書類の受領、通知若しくは立ち会いを行い、又は説明若しくは報告を求め、確認又は異議を行ったことをもって、甲が乙の責任において行うべき本件事業の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第52条 本契約の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本契約に定めのない事項については、甲及び乙協議の上、これを定めるものとする。